

條約ニ於ケル本邦ノ國號ニ關スル件
本邦カ明治維新前ニ外國ト締結シタル諸條約ニ於ケル本邦ノ國號
ヲ見ルニ左表ノ如シ

前文ニ於ケル稱呼
條文中ニ於ケル稱呼

- 日米和親條約 (嘉永七年) 帝國日本 The Empire of Japan 日本
- 日英約定 (嘉永七年) 日本 Japan 日本
- 日魯通好條約 (安政元年) 日本國 Japan 日本 (國)
- 日蘭條約 (安政二年) 日本 Great Japan (Dai Nipon) 日本

外務省

- 日米下田條約 (安政四年) 帝國日本 日本
- 日蘭追加條約 (安政四年) 日本 Japan 日本
- 日魯追加條約 (安政四年) 日本國 Japan 日本
- 日米修好通商條約 (安政五年) 帝國大日本 Japan 日本國
- 日蘭通商航海條約 (安政五年) 帝國大日本 Japan 日本
- 日魯修好通商條約 (安政五年) 帝國大日本 Japan 日本
- 日英修好通商條約 (安政五年) 帝國大日本 Japan 日本

外務省

B-0020

日佛修好通商條約 (安政五年)	日本	日本國
	Japon	Japon
日葡修好通商條約 (萬延元年)	帝國大日本	日本 (國)
	Japao	Japao
日魯修好通商條約 (萬延元年)	帝國大日本	日本
	Japan	Japan
日英倫敦覺書 (文久二年)	日本國	日本
	Japan	Japan
日瑞 (西) 修好通商條約 (文久三年)	日本	日本
	Japan	Japan
日佛巴里里約定 (元治元年)	日本	日本
	Japan	Japan
下ノ關取極書 (元治元年)	ナシ	日本
		Japan

外務省

改稅約定 (慶應二年)	日本	日本
	Japan	Japan
日白修好通商航海條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
	Japan	Japan
日伊修好通商條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
	Japan	Japan
日丁修好通商航海條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
	Japan	Japan
日魯新約定書 (慶應三年)	日本	日本

外務省

B-0020

條約計八箇ノ條約ニシテ其ノ他ハ嘉永七年ノ日米和親條約外安政四年ノ日米下田條約、慶應二年ノ日丁通商條約ノ三條約カ帝國日本ナル稱呼ヲ使用シタル外全部（十三箇ノ條約）ハ單ニ日本又ハ日本國ナル稱呼ヲ使用シタリ而テ條約ノ條文ニ於テハ例外ナク日本又ハ日本國ナル稱呼ヲ使用シタリ

（註一）最初ノ條約タル日米和親條約ハ前文ニテ帝國日本ナル

文字ヲ使用シ條文中ニテハ英文ニハ The Empire of Japan

トアレトモ日本本文ニテハ單ニ日本ト云ヘリ

（註二）安政二年ノ日蘭條約ニ於テハ蘭文ノ前文ニ Great Japan

トシ而モ括弧内ニ Dai Nippon ト註セルニモ拘ラス日本文

ニテハ單ニ日本ト稱セルハ面白キ事例ナリ

外務省

明治初年ニ締結セラレタル條約ニ於ケル例ヲ見ルニ左表ノ如シ

前文ニ於ケル稱呼
條文中ニ於ケル稱呼

日瑞（典）修好通商航海條約（明治元年）	日本	日本
日西修好通商航海條約（明治元年）	大日本	日本
日獨（北部聯邦）修好通商航海條約（明治二年）	日本	日本
日奧修好通商航海條約（明治二年）	日本	日本
日丁傳信機條約書（明治三年）	日本	大日本國（第一條ノミ） 他ハ日本
日布（哇）修好通商條約（明治四年）	大日本國	大日本國

外務省

B-0020

日米郵便條約（明治六年）
 帝國日本 日本
 The Empire of Japan Japan

日祕修好通商航海條約（明治六年）
 日本國 日本
 Japan Japan

日露千島樺太交換條約（明治八年）
 大日本國 大日本國
 Japon Japon

日米現存條約中或箇條ヲ改定シ且兩國ノ通商ヲ増進スル爲ノ約書（明治十一年）
 日本國 日本
 Japan Japan

在日本英國郵便局閉鎖ニ關スル日英約定（明治十二年）
 日本 日本
 Japan Japan

日本香港間小包郵便實施條約（明治十二年）
 日本 ナシ
 Japan Japan

日英郵便爲替約定（明治十四年）
 ナシ 帝國日本
 The Empire of Japan

外務省

即チ前文ニ於テ大日本又ハ大日本國ナル稱呼ヲ使用スルモノ三箇日本又ハ日本國ト云ヘルモノ八箇、帝國日本ナル稱呼ヲ使用セルモノ一箇アリ而テ條文中ニ於テハ原則トシテ日本ナル稱呼ヲ使用シ唯日丁傳信機條約書（第一條ノミ）、日布通商條約及日露千島樺太交換條約カ大日本國ト云ヒ日英郵便爲替約定カ帝國日本ト云ヘルノミナリ

其ノ後本邦カ諸外國ト締結シタル條約（既ニ效力ヲ失ヘルモノト現ニ效力ヲ有スルモノト）ヲ通覽スルニ前文ニ於テモ條文ニ於テモ原則トシテ日本國又ハ日本 Japon ナル稱呼ヲ使用シ（註）只遞信省關係ノ條約ニ於テハ多ク日本帝國 Japan ナル文字ヲ使用シタリ

外務省

B-0020

(註) 例外トシテ明治十三年日米難破船費用償還約定(前文)
 明治四十四年日米通商航海條約附屬議定書、明治三十一年日亞修好通商航海條約第一條、大正三年日「ポリヴィア」通商條約第一條、明治二十八年日伯修好通商航海條約第一條、明治三十年日智修好通商航海條約第一條、明治四十一年日「コロンビア」修好通商航海條約第一條、大正七年日「エクスアドル」修好通商航海條約第一條、明治三十二年日希修好通商航海條約第一條、明治二十二年日墨修好通商條約第一條、大正六年日墨醫術自由開業ニ關スル協定前文、大正十三年日墨通商航海條約附屬交換公文、大正八年日「パラグアイ」通商條約第一條、明治

外務省

三十八年日露講和條約第六條、八條等、明治四十年日露滿洲ニ於ケル鐵道接續業務假條約前文、明治四十三年日露協約前文、大正五年日露協約前文、明治四十四年日露會社互認ニ關スル協約前文、同年日露鐵道及汽船貨物直通運輸ニ關スル協約前文、大正十三年日暹通商航海條約第一條等ニ於テハ日本帝國ナル稱呼ヲ使用セリ
 尤モ前記三ニ對シテハ一大例外アリ即チ中華民國トノ間ニ締結セラレシ條約ニシテ此等ノ條約ニ於テハ左表ニ示ス如ク原則トシテ大日本國ナル稱呼ヲ使用セリ
 條約名 調印ノ年 日文ニ於ケル稱呼 中文ニ於ケル稱呼
 修好條約 明治四年 大日本國 大日本國

外務省

B-0020

互換條款	明治七年	大日本 (譯文)	大日本國
		(註 條文ニハ日本國トアリ)	
天津條約	明治十八年	大日本國	大日本國
休戰定約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國
		(註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘル ニ日文ハ大日本國トセリ)	
休戰延期條約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國
		(註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘル ルニ日文ハ大日本國トセリ)	
媾和條約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國
		(註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘル ルニ日文ハ大日本國トセリ)	
奉天半島還附條約	明治廿八年	大日本國	大日本國
		(註 英文ニハ "Tientsin" トアリ)	
通商航海條約	明治廿九年	大日本國	大日本國
		(註 英文ニハ "Tientsin" トアリ)	

外務省

難破船費用償還約定	明治三十一年	大日本國	大日本國
追加通商航海條約	明治三十六年	大日本國	大日本國
		(註 英文ニハ "Sagami" トアリ)	
滿洲ニ關スル條約	明治三十八年	大日本國	大日本國
間島ニ於ケル協約	明治四十二年	大日本國	大日本國
滿洲五案件ニ關スル協約	明治四十二年	大日本國	大日本國
山東ニ關スル條約	大正四年	大日本國	大日本國
		(註 中國文ニハ大ノ字アレト モ日文ニナシ)	
南滿洲及東部内蒙古ニ關スル條約	大正四年	大日本國	大日本國
		(註 中國文ニハ大ノ字アレト モ日文ニナシ)	

外務省

B-0020

山東縣案解決ニ關スル條約

大正十一年

日本國 (註) 正文ハ英文ナリ)

山東懸案細目協定

大正十一年

日本國 日本國

郵便約定

大正十一年

日本帝國 日本帝國

關稅協定

昭和五年

日本帝國 大日本帝國 (註) 英文ニハ *Empire of Japan* トアリ

即チ右ニ依レハ明治時代ニ締結セラレタル諸條約ニ在リテハ日本文ニテモ中國文ニテモ大日本國ナル稱呼ヲ使用シ明治二十八年ノ休戰定約、休戰延期條約、講和條約三者ノ中國文ニテハ大日本帝國ト稱シタルモ大正時代ニ入りテハ中國文ニテハ大日本國ト記載スルニ拘ラス日本文ニテハ單ニ日本國ト稱シタルヲ見ルヘシ

外務省

而テ中國ト最近締結セラレタル關稅協定ノ中國文ニハ大日本帝國ナル文字ヲ使用シアリ

要之條約ニ於テハ本邦ノ國號トシテ明治維新前ニ於テハ大日本帝國ナル文字ヲ使用シタル事例相當アリ且昨春中國トノ間ニ締結セラレタル關稅協定ノ中國文ニモ亦大日本帝國ナル文字ヲ使用シタルモ明治維新以後ハ原則トシテ日本國ナル文字ヲ使用シ只中國トノ關係ニ於テノミ大日本國ナル文字ヲ使用シタリト云フヲ得ヘシ

外務省

B-0020

参考

各部

條約ニ於ケル本邦ノ國號ニ關スル件
本邦カ明治維新前ニ外國ト締結シタル諸條約ニ於ケル本邦ノ國號
ヲ見ルニ左表ノ如シ

前文ニ於
ケル稱呼

條文中ニ於
ケル稱呼

日米和親條約（嘉永七年）

帝國日本

日本

日英約定（嘉永七年）

帝國日本
The Empire
of Japan

日本

日魯通好條約（安政元年）

日本國

日本（國）

日蘭條約（安政二年）

日本

日本

great Japan
(Osai nippon)

Japan

外務省

8.7

日米下田條約（安政四年）
日蘭追加條約（安政四年）
日魯追加條約（安政四年）
日米修好通商條約（安政五年）
日蘭通商航海條約（安政五年）
日魯修好通商條約（安政五年）
日英修好通商條約（安政五年）

帝國日本
The Empire of Japan

日本

日本

日本

日本國

日本國

日本國

日本國

帝國大日本

日本

帝國大日本

日本

帝國大日本

日本

外務省

8.7

B-0020

日佛修好通商條約 (安政五年)	日本	日本國
日葡修好通商條約 (萬延元年)	帝國大日本	日本 (國)
日魯修好通商條約 (萬延元年)	帝國大日本	日本
日英倫敦覺書 (文久二年)	日本國	日本
日瑞 (西) 修好通商條約 (文久三年)	日本	日本
日佛巴里約定 (元治元年)	日本	日本
下ノ關取極書 (元治元年)	ナシ	日本

外務省

改稅約定 (慶應二年)	日本	日本
日白修好通商航海條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
日伊修好通商條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
日丁修好通商航海條約 (慶應二年)	帝國大日本	日本
日魯新約定書 (慶應三年)	日本	日本

外務省

B-0020

明治初年ニ締結セラレタル條約ニ於ケル例ヲ見ルニ左表ノ如シ

日瑞(典)修好通商航海條約(明治元年)	大日本	日本
日西修好通商航海條約(明治元年)	大日本	日本
日獨(北部聯邦)修好通商航海條約(明治二年)	日本	日本
日墮修好通商航海條約(明治二年)	日本	日本
日丁傳信機條約書(明治三年)	日本	大日本國(第一條ノミ) 他ハ日本
日布(哇)修好通商條約(明治四年)	大日本國	大日本國

前文ニ於ケル稱呼

條文中ニ於ケル稱呼

外務省

條約計八箇ノ條約ニシテ其ノ他ハ嘉永七年ノ日米和親條約、安政四年ノ日米下田條約、慶應二年ノ日丁通商條約ノ三條約カ帝國日本ナル稱呼ヲ使用シタル外全部(十三箇ノ條約)ハ單ニ日本又ハ日本國ナル稱呼ヲ使用シタリ而テ條約ノ條文ニ於テハ例外ナク日本又ハ日本國ナル稱呼ヲ使用シタリ

(註一) 最初ノ條約タル日米和親條約ハ前文ニテ帝國日本ナル文字ヲ使用シ條文中ニテハ英文ニハ *The Empire of Japan* トアレトモ日本文ニテハ單ニ日本ト云ヘリ

(註二) 安政二年ノ日蘭條約ニ於テハ蘭文ノ前文ニ *Great Japan* トシ而モ括弧内ニ *Van Nippon* ト註セルニモ拘ラス日本文ニテハ單ニ日本ト稱セルハ面白キ事例ナリ

外務省

日米郵便條約（明治六年）
 帝國日本
the Empire of Japan
 日本

日露修好通商航海條約（明治六年）
 日本國
Japan
 日本

日露千島樺太交換條約（明治八年）
 大日本國
Japan
 大日本國
Japan

日米現存條約中或箇條ヲ改定シ且兩國ノ通商ヲ増進スル爲ノ約替（明治十年）
 日本國
Japan
 日本
Japan

在日本英國郵便局閉鎖ニ關スル日英約定（明治十二年）
 日本
Japan
 日本
Japan

日本香港間小包郵便實施條約（明治十二年）
 日本
Japan
 ナン

日英郵便爲替約定（明治十四年）
 ナン
 帝國日本
the Empire of Japan
Japan

外務省

即チ前文ニ於テ大日本又ハ大日本國ナル稱呼ヲ使用スルモノ三箇
 日本又ハ日本國ト云ヘルモノ八箇、帝國日本ナル稱呼ヲ使用セル
 モノ一箇アリ而テ條文中ニ於テハ原則トシテ日本ナル稱呼ヲ使用
 シ唯日丁傳信機條約書（第一條ノミ）、日布通商條約及日露千島
 樺太交換條約カ大日本國ト云ヒ日英郵便爲替約定カ帝國日本ト云
 ヘルノミナリ

其ノ後本邦カ諸外國ト締結シタル條約（既ニ效力ヲ失ヘルモノト
 現ニ效力ヲ有スルモノトヲ問ハス）ヲ通覽スルニ前文ニ於テモ條
 文ニ於テモ原則トシテ日本國又ハ日本 *Japan* ナル稱呼ヲ使
 用シ（註）只選信省關係ノ條約ニ於テハ多ク日本帝國
Japan ナル文字ヲ使用シタリ

外務省

B-0020

(註) 例外トシテ明治十三年日米難破船費用償還約定(前文)
 明治四十四年日米通商航海條約附屬議定書、明治三十一年日亞修好通商航海條約第一條、大正三年日「ポリヰイ」通商條約第一條、明治二十八年日伯修好通商航海條約第一條、明治三十年日智修好通商航海條約第一條、明治四十一年日「コロンビア」修好通商航海條約第一條、大正七年日「エクスアドル」修好通商航海條約第一條、明治三十二年日希修好通商航海條約第一條、明治二十一年日墨修好通商條約第一條、大正六年日墨醫術自由開業ニ關スル協定前文、大正十三年日墨通商航海條約附屬交換公文、大正八年日「パラグアイ」通商條約第一條、明治

外務省

8.7

三十八年日露購和條約第六條、八條等、明治四十年日露滿洲ニ於ケル鐵道接續業務假條約前文、明治四十三年日露露協約前文、大正五年日露協約前文、明治四十四年日露會社互認ニ關スル協約前文、同年日露鐵道及汽船貨物直通運輸ニ關スル協約前文、大正十三年日暹通商航海條約第一條等ニ於テハ日本帝國ナル稱呼ヲ使用セリ
 又尤モ前記三ニ對シテハ一大例外アリ即チ中華民國トノ間ニ締結セラレシ條約ニシテ此等ノ條約ニ於テハ左表ニ示ス如ク原則トシテ大日本國ナル稱呼ヲ使用セリ

條約名	關印ノ年	日文ニ於ケル稱呼	中文ニ於ケル稱呼
修好條約	明治四年	大日本國	大日本國

外務省

8.7

B-0020

難破船費用償還約定	明治三十一年	大日本國	大日本國
追加通商航海條約	明治三十六年	大日本國	大日本國 (註 英文ニハ Japan トアリ)
滿洲ニ關スル條約	明治三十八年	大日本國	大日本國
間島ニ於ケル協約	明治四十二年	大日本國	大日本國
滿洲五案件ニ關スル協約	明治四十二年	大日本國	大日本國
山東ニ關スル條約	大正四年	日本國 (註 中國文ニハ大ノ字アレトモ日文ニナシ)	大日本國
南滿洲及東部内蒙古ニ關スル條約	大正四年	日本國 (註 中國文ニハ大ノ字アレトモ日文ニナシ)	大日本國

外務省

互換條款	明治七年	大日本 (譯文)	大日本國 (註 條文ニハ日本國トアリ)
天津條約	明治十八年	大日本國	大日本國
休戰定約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國 (註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘルニ日文ハ大日本國トセリ)
休戰延期條約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國 (註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘルニ日文ハ大日本國トセリ)
媾和條約	明治二十八年	大日本國	大日本帝國 (註 中國文ハ大日本帝國ト云ヘルニ日文ハ大日本國トセリ)
奉天半島還附條約	明治廿八年	大日本國	大日本國 (註 英文ニハ Japan トアリ)
通商航海條約	明治廿九年	大日本國	大日本國 (註 英文ニハ Japan トアリ)

外務省

山東縣案解決ニ關スル條約	大正十一年	日本國	(註 正文ハ英文ナリ)
山東懸案細目協定	大正十一年	日本國	日本國
郵便約定	大正十一年	日本帝國	日本帝國
關稅協定	昭和五年	日本帝國	大日本帝國 (註 英文ニハ <i>the Empire of Japan</i> トアリ)

即チ右ニ依レハ明治時代ニ締結セラレタル諸條約ニ在リテハ日本文ニテモ中國文ニテモ大日本國ナル稱呼ヲ使用シ明治二十八年ノ休戰定約、休戰延期條約、講和條約三者ノ中國文ニテハ大日本帝國ト稱シタルモ大正時代ニ入りテハ中國文ニテハ大日本國ト記載スルニ拘ラス日本文ニテハ單ニ日本國ト稱シタルヲ見ルヘシ

外務省

而テ中國ト最近締結セラレタル關稅協定ノ中國文ニハ大日本帝國ナル文字ヲ使用シアリ

要之條約ニ於テハ本邦ノ國號トシテ明治維新前ニ於テハ大日本帝國ナル文字ヲ使用シタル事例相當アリ且昨春中國トノ間ニ締結セラレタル關稅協定ノ中國文ニモ亦大日本帝國ナル文字ヲ使用シタルモ明治維新以後ハ原則トシテ日本國ナル文字ヲ使用シ只中國トノ關係ニ於テノミ大日本國ナル文字ヲ使用シタリト云フヲ俾ヘシ

外務省

B-0020